

江別市学校給食の在り方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年1月1日

江別市教育委員会  
教育長 黒川 淳 司

## 江別市学校給食の在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の学校給食について、これからも安心して安全なおいしい給食を安定的に提供し続けるために、江別市立小中学校における学校給食の今後の在り方を検討することを目的に、江別市学校給食の在り方検討委員会（以下「検討委員会」）という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食の在り方に関すること。
- (2) 学校給食センターの運営体制に関すること。
- (3) 学校給食センターの施設整備に関すること。
- (4) その他学校給食の在り方に関し、教育長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 市立小中学校代表者
- (2) P T A代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募により選定された者
- (5) その他教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年9月30日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めるときは、委員の任期を延長することができるものとする。
- 3 委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関及び、団体等の役職を離れたときは、その役職の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 4 教育長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、委員以外の必要と認める者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育部給食センター業務係において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する

。